



内閣府

平成30年8月30日
～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

外国船舶への集中検査を実施します！！

沖縄総合事務局では、寄港する外国船舶に対して行っている外国船舶監督（PSC：Port State Control^{※1}）において、9月1日から東京MOU^{※2}及びParis MOU^{※3}の域内加盟国・地域と協調して「大気汚染の防止に関する集中検査キャンペーン」を行います。

我が国を含むアジア・太平洋地域でのPSCに関し協力体制をとっている東京MOUでは、毎年、一斉に域内加盟国・地域において統一したテーマで集中検査キャンペーン（CIC：Concentrated Inspection Campaign）を実施しており、今年もParis MOUと共同で「船舶による大気汚染の防止」をテーマに9月1日から3ヶ月間行われます。

今年のCICは、船舶から排出される窒素酸化物等を規制するほかオゾン層破壊物質及び揮発性有機物の意図的な排出を禁止する国際条約（MARPOL条約附属書VI）の発効（2005年5月19日）から10年以上が経過し累次の改正が発効していることを踏まえ、以下を主な目的として実施することとしたものです。

- (1) 海運業界におけるMARPOL条約附属書VIの規定への適合水準を見究めること
- (2) 船舶乗組員及び船舶所有者のMARPOL条約附属書VIの規定への適合意識を高めること
- (3) 大気汚染防止及び附属書VIの規定への適合を確保することが両MOUの加盟当局にとって重要な議題となっていることを業界へ発信すること
- (4) MARPOL条約附属書VIの規定への適合の確認を統一した方法で実施することへの両MOUの強い責任感を強調することにより、同規定への適合水準の向上を図るとともに公平な競争条件の確保を図ること

沖縄総合事務局においても東京MOU及びParis MOUの域内各国・地域と協調し、沖縄管内の港に入港する外国船舶へ通常のPSCに併せてCICを実施します。

1. 実施期間

平成30年9月1日（土）から平成30年11月30日（金）まで

2. 対象船舶

沖縄管内の港に寄港する外国船舶を対象とします。

但し、東京MOU域内で既にCICが実施された船舶は対象から除きます。

3. 本CICの具体的な内容

具体的には、窒素酸化物（NOx）放出規制に関するディーゼル機関の原動機取扱手引書とパラメーター記録簿、旧式の空調機・冷蔵庫等の冷媒に利用されるオゾン層破壊物質の管理に関する記録簿、船上発生廃棄物の焼却時に発生するダイオキシン等の発生抑制に関する船上焼却炉の操作説明書、原油タンカーの貨物油から放出される人体に有害となる揮発性有機化合物に関する放出防止措置手引書及び地球温暖化の原因とされる二酸化炭素に関する放出抑制航行手引書等に対して、国際条約に定める要件の遵守、旗国政府による検査の適切な受検、乗組員の操作の習熟及び保守運用の適切な実施についての確認が行われます。

<参考>

※1:PSC：日本に寄港する外国船舶に対する立入検査

沖縄県においては、沖縄総合事務局に配置される外国船舶監督官が PSC の実務を担当している。

※2: 東京 MOU: アジア太平洋地域の国々が協力して効果的な PSC を実施するために、1993 年 12 月に東京において結んだ覚書 (Memorandum of Understanding : MOU)

正規加盟国・地域：オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港、インドネシア、日本、韓国、マーシャル諸島、マレーシア、ニュージーランド、パプア・ニューギニア、フィリピン、ロシア、ペルー、シンガポール、タイ、バヌアツ、及びベトナムの 20 カ国・地域

準加盟国：パナマ

※3: Paris MOU: 欧州地域の国々が協力して効果的な PSC を実施するために、1982 年 1 月にフランス（パリ）において結ばれた覚書 (Memorandum of Understanding : MOU)

加盟国・地域：ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、マルタ、オランダ、ノルウェイ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、イギリス



船上焼却炉の保守状況を確認中の外国船舶監督官



オゾン層破壊物質を確認中の外国船舶監督官

過去 5 年間の CIC（実施時期はいずれも 9 月 1 日から 11 月 30 日）

2017 年（平成 29 年）航海の安全に関する CIC

2016 年（平成 28 年）貨物固定方法に関する CIC

2015 年（平成 27 年）閉鎖区域立入り及び乗組員の習熟に関する CIC

2014 年（平成 26 年）STCW 条約に基づく乗組員の休息時間に関する CIC

2013 年（平成 25 年）推進機関及び補助機関に関する CIC

【問い合わせ先】

沖縄総合事務局 運輸部 外国船舶監督官

担当者：竹之内、高良

TEL : 098-866-1839 (直通)

FAX : 098-860-2236



C to Sea プロジェクト

海や船が「楽しく身近な存在」になるための取組み。

ポータルサイト「海ココ」→

